秘密保持契約書

株式会社ミリオネット(以下「甲」という)と沖電気工業株式会社(以下「乙」という)とは、硬貨紙幣つり銭機「CR-20」(以下「本取引」という)に関して甲又は乙が相手方へ開示又は提供する秘密情報の取り扱い等について、次の通り秘密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(定義)

本契約において「秘密情報」とは、本取引に関して甲又は乙が相手方に開示又は提供する技術上、営業上その他一切の情報であって、書面その他の有体物で開示又は提供する場合には、書面その他の有体物に秘密である旨の表示(以下「秘密表示」という。なお、秘密表示の方法については別途甲乙間にて協議の上定めるものとする)を付して開示又は提供したものをいい、また、口頭、映像その他の無体物により開示又は提供する場合には、秘密情報である旨を開示又は提供時に伝達し、且つ、当該開示又は提供後30日以内に当該秘密事項を記載した書面に秘密表示を付して交付したものをいう。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報は、秘密情報から除外するものとする。

- (1)開示又は提供される以前に公知又は公用であった情報
- (2)開示又は提供される以前に受領者が既に保有していた情報
- (3)開示又は提供された後、受領者の責めに帰し得ない事由により公知又は公用となった情報
- (4)開示又は提供された後、受領者が正当な権原を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
- (5)受領者が自ら独自に開発した情報
- 2. 本契約において「開示者」とは、秘密情報を開示又は提供する者をいう。
- 3. 本契約において「受領者」とは、開示者から秘密情報の開示又は提供を受ける者をいう。

第2条(秘密保持義務)

受領者は、開示者の書面による事前の承諾なく、本取引遂行の目的(以下「本目的」という)のために知る必要があり、本契約を遵守する事に同意した自己の従業員(派遣従業員を含む)及び役員(以下「従業員等」という)以外に開示者の秘密情報を一切開示若しくは提供又は漏洩しないものとする。また、受領者は、従業員等に開示者の秘密情報を開示又は提供する場合には、本目的を遂行するために必要最小限の開示又は提供に留めるものとする。

2 . 受領者は、秘密表示を削除、改変及び編集等しないものとする。

第3条(第三者への開示)

受領者は、第三者に開示者の秘密情報を開示又は提供しようとする場合には、開示者の書面による事前の承諾を得た上で、本目的を遂行するために必要最小限の開示又は提供に留めるものとし、本契約と同等の内容が記載された契約書を当該第三者との間で締結するものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、受領者は、官公庁又は裁判所の求めによって開示又は提供せざるを得ない開示者の秘密情報については、開示者に事前に通知し、開示者の求める秘密保護の救

済措置を申し立てた上で官公庁又は裁判所に開示又は提供することができるものとする。但し、 事前に通知できないことにつき合理的理由がある場合には、受領者は開示又は提供の後速やか に開示者に通知するものとする。また、官公庁又は裁判所に開示又は提供する場合、受領者は、 必要最小限の開示又は提供に留めるものとする。

3.第1項の規定にかかわらず、受領者は、弁護士及び公認会計士に対しては、本目的を遂行するために必要最小限の範囲において開示者の秘密情報を開示又は提供することができるものとする。

第4条(目的外使用禁止)

受領者は、開示者の秘密情報を本目的以外に使用しないものとする。

第5条(複製等の禁止)

受領者は、開示者の書面による事前の承諾なく、開示者の秘密情報を複製、引用、転載、改変、編集等してはならないものとする。なお、当該秘密情報を複製、引用、転載、改変、編集等したもの(以下「複製物」という)についても秘密情報と同じく本契約が適用されるものとする。

2.受領者は、複製物について秘密表示を付するものとする。また、受領者は秘密表示を削除、 改変及び編集等してはならないものとする。

第6条(秘密情報の管理)

受領者は、開示者の秘密情報を他の物品、資料と明確に区別し、自己の秘密情報と同等の注意をもって管理するものとする。但し、善良なる管理者の注意義務を下回らないものとする。

第7条(公表等の禁止)

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約締結の事実及び内容並びに本取引 に関する業務については、公表又は第三者への開示、提供若しくは漏洩もしないものとする。

第8条(漏洩時の対応)

受領者は、開示者の秘密情報が本目的以外の目的に使用され、又は第三者に漏洩等されたことが判明した場合には、直ちに開示者に報告し、開示者の指示に従うものとする。

第9条(返還・消去・破棄)

受領者は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、開示者の秘密情報に関して直ちにすべての書面その他の有体物(複製物を含む)を返還し、消去又は破棄するものとする。また、受領者は、開示者の秘密情報を消去又は破棄した場合には、直ちに開示者に対して報告書を提出するものとする。

- (1) 本取引が完了した場合
- (2) 開示者が返還、消去又は破棄を要求した場合
- (3) 本契約が終了した場合

第10条(開示権原の保証)

開示者は、秘密情報が開示者自身の不正な手段によって取得したものではなく、また受領者に対してこれを開示する権原を有することを保証するものとする。

第11条(免責)

開示者は、自己の秘密情報を現存するままの状態で開示又は提供するものであり、内容の正確性及び価値について何ら保証しないものとする。

- 2.開示者は、自己の秘密情報の使用により受領者及び第三者に生じた損害について、いかなる責任も負わないものとする。
- 3.甲及び乙は、開示者が自己の秘密情報を受領者に開示又は提供することにより、本契約に明記した以外に受領者に産業財産権、著作権その他の知的財産権を移転及び許諾するものではなく、所有権を移転するものではないことを確認する。

第12条(権利及び義務)

本契約は、開示者に対して秘密情報の開示又は提供を義務づけるものではないものとする。

2.甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に対して、本契約に基づく権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は義務を移転することができないものとする。

第13条(輸出規制)

受領者は、秘密情報の全部又は一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品等の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取引を行なう場合には、「外国為替及び外国貿易法」及び輸出関連法規並びに日本国及び関係国の関連法規に基づき適正な手続を取った上で行うものとする。

- (1)貨物を輸出(輸出形態を問わない)するとき
- (2)技術(プログラムを含む)を非居住者へ提供するとき
- (3)前二号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」及び輸出関連法規並びに日本国及び 関係国の関連法規に定めがあるとき

第14条(解約)

甲及び乙は、1ヶ月前までに文書で相手方に通知することにより、何時でも本契約を解約できるものとする。

- 2.前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、相手方が次の事由のいずれか一つに該当するときは、 文書で相手方に通知することにより、本契約を直ちに解約出来るものとする。
 - (1)本契約に定める条項に違反し、14日の期間を定めて文書で是正の催告を行っても是正 されないとき
 - (2)会社解散の決議をしたとき
 - (3)差押えを受けたとき
 - (4)民事再生法の申請を行ったとき、又は破産若しくは会社更生の申立てを行い又はこれら の申立てを受けたとき

第15条(本契約の優先)

本取引に伴い甲乙間にて締結し又は今後締結される契約が本契約と競合する場合には、競合する部分については本契約が優先して適用されるものとする。

第16条(本契約の有効期間)

本契約の有効期間は、2018年5月15日から2022年5月14日までとする。

2.第14条及び前項の規定にかかわらず、本契約終了後も第8条から第17条は有効に存続するものとする。また、本契約第2条から第7条に定める秘密情報に関する秘密保持義務については、本契約終了後5年間有効に存続するものとする。

第17条(準拠法・裁判管轄)

本契約の有効性、履行及び解釈は、日本法に準拠するものとする。

2.甲及び乙は、本契約について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争解決するものとする。

第18条(協議事項)

本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の 上円満に解決を図るものとする。 本契約の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2018年5月15日

甲

Z